

○国際共同研究事業実施要項

(平成 21 年 8 月 14 日理事長裁定)

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 6 条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が外国の学術振興機関等と協力して実施する国際共同研究事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、将来革新的な知の研究成果を生み出すために、継続的・中長期的な視点から取り組むべき分野について、国際的な連携の下、国際共同研究を推進することを目的とする。

(実施形態)

第 3 条 本事業の実施形態は、我が国と他の学術先進諸国の研究機関に所属する研究者によって実施される特定の研究課題に関する二国間または多国間の国際共同研究とし、我が国においては次に掲げる組織・人員を指定することとする。

- 一 研究代表者 本事業実施にあたって中心となる役割を果たす研究者。
- 二 参加者 研究代表者以外に本事業に参加する研究者。
- 三 研究代表者の所属機関 本事業の実施計画のとりまとめ、振興会、相手国側実施機関及び国内の参加者との連絡調整、具体的な事業の実施及び経費の管理を行う。

(対象分野)

第 4 条 本事業の対象分野は、人文・社会科学及び自然科学の全分野とする。ただし、振興会と外国の学術振興機関がこれと異なる合意をした場合は、それによるものとする。

(経費の負担)

第 5 条 振興会は、外国の学術振興機関と分担して次に掲げる経費を負担することができる。分担のあり方は他に定めがない限り、振興会は我が国の研究者に係る経費を負担し、相手国の研究者に係る経費は当該国の学術振興機関が負担することとする。

- 一 研究費
- 二 渡航費、滞在費
- 三 その他、本事業を実施するために必要と認める経費

(実施期間)

第6条 本事業の実施にあたっては、あらかじめ各研究課題の実施期間を定めるものとする。

(申請手続)

第7条 本事業による国際共同研究を希望する大学等研究機関の研究者は、所属機関長を通じて振興会理事長に申請するものとする。

(報告書の提出)

第8条 研究代表者は、振興会の求めに応じ必要な報告書を作成し、所属機関長を通じて振興会へ提出するものとする。

(評価)

第9条 本事業は、必要に応じて、事業の支援期間中に中間評価、また事業の支援期間終了後に事後評価を行うものとする。

(実施方法)

第10条 振興会は、本事業の実施に必要な業務の一部を、研究代表者の所属機関に委託することができる。

2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(知的財産権の帰属)

第11条 本事業の実施により生じた成果に係る知的財産権は、研究代表者または参加者の所属機関に帰属するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知的財産の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、本事業の業務の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年8月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。